

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十二年十月八日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成21年度・平成22年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 196機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課（報道長、総合調整幹を含む）
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、特別徴収課税調査課
県民生活部	広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課、精神保健福祉センター
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、新産業育成課、商業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、経済流通課、農地活用推進課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道業務課、水道施設課、水道整備課

病院局	経営管理課、がんセンター建設課、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	下水道管理課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、高校改革推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、子ども女性安全対策隊、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成22年5月31日～平成22年8月2日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善

が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
危機管理防 災部	消防防災 課	平成21年4月の危険物取扱者保安講習業務委託契約(単 価契約3,948円)について、次の点で不適切であった。 1 一般競争入札において、1回目の入札で落札しな かったため、2回目の入札を行った際、1回目の入札書 を複写し金額を訂正した無効な入札書を有効な札と して扱った。 2 上記の一般競争入札が不調となったことから、翌日に 「緊急の必要」を理由に随意契約により契約締結した。 講習実施対象期間は6月1日からであり、4月1日に契 約を締結しなければならない緊急の必要性は認められ ない。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	改革推進 課	平成21年度の秘書業務に係る労働者派遣契約の支払 (22年3月分4,095千円)について、履行確認を22年4 月に行い21年度歳出予算から執行したことは不適切であ った。
総務部	管財課	平成21年12月、県立大学地上デジタル転換工事につい て、4者による見積合わせにより契約を締結した。 見積合わせの際、予定価格調書が入っている封筒を開封 せず、誤って設計金額を予定価格として認識したまま、契 約相手を決定したのは不適切であった。

総務部	税務課	<p>平成 22 年 1 月、規格が異なる 3 件の封筒印刷について、それぞれ電子入札システムのオープンカウンタにより同一日に発注し、随意契約を行った。</p> <p>これらの契約は、規格が異なる印刷の発注ではあるが、一括して発注することにより契約金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 還付（充当）通知用封筒 108,700 枚 514,748 円 ・ 督促状・催告書用封筒 104,700 枚 507,899 円 ・ 自動車税還付用封筒 210,000 枚 673,680 円
総務部	総務事務センター	<p>平成 21 年度総務事務システム（子ども手当）改修業務委託契約（3,376 千円）については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかる事項が契約書に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は同条例第 9 条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず不適切であった。</p>
県民生活部	青少年課	<p>平成 22 年 3 月に青少年総合野外活動センターの自動車を修繕（534,240 円）した。契約金額が 50 万円以上であり、請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。</p>
県民生活部	防犯・交通安全課	<p>平成 22 年 3 月に交通安全の啓発のための反射材付きの折り畳み傘 100 本（97,020 円）及びジャンプ傘 100 本（82,320 円）を購入した。3 月上旬から 4 月上旬に配布する予定であったが、実際に配布したのは 3 か月以上遅れた 6 月下旬から 7 月下旬となった。</p> <p>計画どおりに事業が執行されず、当初の目的が十分に発揮されなかったことは、不適切であった。</p> <p>また、この 2 種類の傘の購入については、見積日、納品日、契約相手が同一であった。総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
県民生活部	防犯・交通安全課	<p>平成 22 年 3 月の飲酒運転根絶に向けた啓発ステッカー（665,200 円）購入契約について、次の点で不適切であった。</p>

		<p>1 予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>2 契約金額が 50 万円以上であり、請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。</p>
危機管理防災部	消防防災課	<p>平成 21 年度の地域防災力向上事業業務委託契約 (51,555 千円) について、22 年 3 月 31 日に履行確認検査を行った。</p> <p>業務実績報告書が提出されたのは、22 年 4 月 15 日であり、業務実績報告書の提出前に検査を行ったことは不適切であった。</p>
環境部	産業廃棄物指導課	<p>平成 21 年度に P C B 廃棄物保管及び処分状況等管理システム入力業務委託契約 (519 千円) を随意契約により締結しようとした。</p> <p>この際、契約相手から見積書の提出時に示された履行期限 (22 年 1 月 31 日) では業務が完了できない旨の申し出があった。これを受けた結果、見積書と異なる履行期限 (22 年 2 月 5 日) で契約を締結したことは不適切であった。</p>
福祉部	少子政策課	<p>平成 21 年度の 2 件の業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21 年 9 月に父親の子育て参加促進事業契約 (799 千円) を締結した。予定価格が 50 万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>2 「パパ・ママ応援ショップ」携帯サイト更新・維持管理業務委託契約 (119 千円) の履行確認を 22 年 4 月 2 日に行い、21 年度歳出予算から執行した。</p>
福祉部	こども安全課	<p>平成 21 年 4 月に母子寡婦福祉資金の督促状兼領収書 (76,440 円) 及び納入通知書兼領収書 (99,960 円) の印刷を発注した。各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>平成 22 年 3 月に購入した下記の消耗品については、それぞれ見積日、納品日、契約相手が同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉 D M A T 整備事業に使用する消耗品 (3 件計 224,899 円) ・ ドクターヘリ運営事業に使用する消耗品 (3 件計 250,561 円)
保健医療部	疾病対策課	平成 22 年 2 月に発注した印刷物の契約について、予定価格が 50 万円以上であったことから、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。
保健医療部	食品安全課	平成 22 年 3 月に食品衛生オンライン用のプリンターに使用するトナーを購入 (801,255 円) した。契約金額が 50 万円以上 100 万円未満であり請書を徴取すべきところ、徴取していなかった。
保健医療部	食品安全課	<p>平成 22 年 3 月に印刷発注した下記の啓発用ステッカーについては、主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児向け手洗いステッカー (97,965 円) ・ 食の安全・安心ステッカー (97,965 円)
産業労働部	企業立地課	<p>平成 22 年 1 月に埼玉県ビジネス懇談会における料理・飲物の提供に関する契約 (1,600 千円) を締結した。</p> <p>契約書では、飲食物の提供のほか、会場の設営等の業務を委託する仕様となっている。委託料で支出すべきところ、食糧費、使用料及び賃借料、その他の需用費に区分して支出したことは不適切であった。</p> <p>また、履行確認において次の点が不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監督又は検査を行う職員の指定を行わなかった。 2 業務完了後、契約に定めた書面での報告書の提出がなかった。 3 検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。
県土整備部	河川砂防課	<p>平成 21 年度の埼玉県総合流域防災事業費 (洪水ハザードマップ調査補助) 補助事業 (6 市町 3,776 千円) の執行について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の支払を概算払としているが、補助金交付要綱に概算払ができる旨を定めるべきところ、定めていなかった。 2 埼玉県財務規則に基づく精算を行っていなかった。

教育局	総務課	<p>平成 21 年度埼玉県教育情報セキュリティ監査業務委託に係る積算に当たり、システム管理課の埼玉県情報セキュリティ監査業務委託と同じ単価を使用し、一般競争入札を実施したところ、落札率が 18.2%であった。</p> <p>システム管理課の業務は、情報システムの脆弱性診断など高度なスキルを要する仕様であるが、この業務はセキュリティポリシーを順守しているかの調査であった。</p> <p>業務の難易度を考慮せずに他の業務委託の単価を用いたのは不適切であった。</p>
教育局	義務教育指導課	<p>平成 21 年 3 月にデジタルファクシミリ複合機のプリントサービス等に係る単価契約について、指名競争入札を電子入札で実施した。参加 3 者中 2 者は電子入札を行ったが、残る 1 者については、県に対し紙入札参加承認の申請をし、紙入札を行った。入札の結果、この紙入札をした業者が落札した。</p> <p>この際、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認書を交付しないまま入札を認めたことは、不適切であった。</p>
教育局	生涯学習文化財課	<p>平成 21 年度に川の博物館音楽噴水修繕工事契約(2,992 千円、3 者による見積合わせ) 及び川の博物館アドベンチャーシアター油圧系修繕工事契約 (2,581 千円、2 者による見積合わせ) を締結した。</p> <p>いずれの契約も、施工可能業者が複数ありながら、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」として競争入札を行わず随意契約としたことは不適切であった。</p>
警察本部	施設課	<p>平成 21 年度の寄居警察署道路付替造成工事(11,534 千円) については、施工中に工事の主要な内容である擁壁の構造及び形状を大幅に変更した。</p> <p>しかし、工事内容に大きな変更が生じたにもかかわらず、変更契約を締結しなかったことは、不適切であった。また、工事内容を変更する時には、建築工事監督要綱に基づく工事報告書による報告をすべきところ、行っていなかった。</p>